契　約　書（案）

関東信越国税局総務部次長　小林　淳子（以下「甲」という。）と関東信越国税不服審判所管理課長　関根 悟（以下「乙」という。）と税務大学校関東信越研修所幹事　茅野 稔（以下「丙」という。）●●●●　●●●●（以下「丁」という。）とは、次の条項により「ETC カードの利用に関する業務」につき契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第１条　甲、乙、丙（以下「甲等」という。）及び丁は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

（本契約の目的）

第２条　本契約では、別添「仕様書」に基づき行う、ETC 利用に関する業務（以下「本業務」という。）につき事項を定めるものである。

（本契約の業務内容）

第３条　丁は、甲等を法人会員に入会させ、ETC カード（以下「カード」という。）を貸与し、使用させるものとする。

２　甲等が貸与を受けたカードについては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社及び都道府県市町村の道路管理者（以下「ＮＥＸＣＯ東日本等」という。）の指定する道路において使用できるものとする。

３　甲等は、カード使用により生じたＮＥＸＣＯ東日本等の甲等に対して有する債権（以下「カード債権」という。）を丁に譲渡することをあらかじめ承諾するものとする。

４　甲等は、丁が前項で取得したカード債権を、丁に対して支払うものとする。

（契約期間）

第４条　契約期間は、令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日までとする。

ただし、年会費及び手数料等（再発行手数料を含む。）、本業務に係る一切の費用を要しないことを条件として、カード有効期限まで毎年度更新する。

（契約金額）

第５条　年会費及び手数料等（再発行手数料を含む。）、本業務に係る一切の費用を要しないものとする。

（カードの発行）

第６条　丁は、甲等の所有する車両を対象として、本契約の定めるところによりカードを発行する。

２　丁は、甲等の必要に応じ、カードを必要な範囲において発行するものとする。

（カードの所有権）

第７条　カードの所有権は丁に属し、甲等はそれを善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければならない。

２　甲等は、カードの紛失・盗難が生じた場合、丁に対し速やかに通知するとともに、その他調査に協力するものとする。

（カード番号の通知）

第８条　丁は、第３条第１項に定める甲等へのカード原版の貸与に代えて、カードの名称、番号、有効期限等を書面で甲等の指定する管理責任者宛に通知するものとする。

２　丁は、甲等が新たにカード番号を必要とするときは、前項に定める手続を行う。

（カード番号の管理）

第９条　甲等は、カード番号を ETC の支払にのみ使用する。

（権利義務の譲渡等の制限）

第 10 条　丁は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲等の承認を得た場合を除き第三者（丁の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲等の対価の支払による弁済の効力は、甲等が、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（下請、委託等の禁止）

第 11 条　丁は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　丁は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲等に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。

３　前項ただし書により甲等が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、丁は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

４　第２項ただし書により甲等が承認した場合でも、丁は甲等に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

５　第２項ただし書にかかわらず、丁は、第 21 条第２項第 13 号から第 17 号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることができない。

６　丁は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

　なお、この場合において、丁は、甲等に対して損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。

７　甲等は、丁が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき。

（２）正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。

８　前項の場合、丁は甲等が実際に被った損害について、第 25 条に規定する損害賠償責任を免れない。

（応札条件の維持）
第 12 条　丁は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

（秘密の保持）
第 13 条　丁は、甲等の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲等の秘密情報（書面等をもって甲等が丁に提供した情報及び甲等の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
２　丁は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲等の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
３　丁は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
４　丁が本条の義務に違反した場合には、丁は、甲等が実際に被った損害について、第 25 条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
５　個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙の取扱いを遵守しなければならない。
６　前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（費用負担）
第 14 条　本業務の遂行に要する一切の費用は、丁の負担とする。

（監督等）
第 15 条　甲等は、本契約の履行に関し、甲等の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に丁の本業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。
２　丁は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
３　甲等は、第 11 条第２項ただし書の規定により承認した場合には、丁に対し、本契約上の義務の履行に関して為された丁と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

（事情変更）
第 16 条　甲等及び丁は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。
２　前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲等及び丁が協議して書面により定めるものとする。

（検査）
第 17 条　丁は、各月の本業務を終了したときには、カード利用月の締日（以下「カード締日」という。）ごとにカードの利用明細書（以下「明細書」という。）を作成する。
２　前項の明細書は、カード締日の翌月 25 日までに作成し、甲等の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
３　甲等は、丁から明細書の提出を受けた日から 10 日以内に検査職員をして検査を行わなければならない。
４　丁は、第２項の検査に合格したときをもって各月の本業務を完了したものとする。
５　検査の結果不合格の場合、丁は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修正等を

行った上、再度検査を受けなければならない。
6　前項に係る一切の費用は、丁の負担とする。

（カード債権の請求及び支払）
第 18 条　丁は、各月における本業務を完了したときは、カード締日ごとに甲等があらかじめ定める書式又は甲等に事前に提出してその承認を得た丁の書式による支払請求書をもって、カード債権の支払を甲等に請求するものとする。
2　甲等は、丁から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に、丁の金融機関の口座へ振込みにより支払わなければならない。
3　前項の期限内に甲等の支払がないときは、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」の定めるところによる。

（業務完了後における説明等）
第 19 条　丁は、本業務の完了後においても、甲等から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（かし担保）
第 20 条　甲等は第 17 条第２項に規定する検査の完了の日から起算して１年以内に、本業務のかし（以下「本業務のかし」という。）を発見したときは、丁に対して相当の期間を定めて甲等の承認及び選択した方法により、そのかしの修補を請求することができる。
2　甲等は、前項の請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務のかしを原因として、甲等に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で、本業務のかしと相当因果関係のあるものとする。
（１）本業務のかしの改修に要する期間中、本業務の甲等の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
（２）本業務のかしを原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲等の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲等が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
（３）前項に規定する事情を主たる原因として、甲等の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲等が国民等に支払を命ぜられた金額及び甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用
3　第１項に定める期間経過後といえども、丁の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な欠陥及び丁の故意又は重大な過失による欠陥が発見され、又は発生した場合には、甲等は、本契約の解除ができるほか、又は解除に代えて、丁に対し、甲等が被った損害の賠償を請求できるものとする。本項によって賠償を請求することができる損害は、甲等に発生した損害等で、丁の当該帰責事由と相当因果関係のあるものとする。
4　前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（解除）
第 21 条　甲等は、自己の都合により、丁に対し１か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。
2　甲等は、丁に次の各号に該当する事由が生じ、その事由により丁による本契約上の

義務の履行に重大な支障が生じると認められるときは、甲等は、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（１）本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。

（２）相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。

（３）甲等に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

（４）財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。

（５）本業務の履行に著しい遅延のあったとき。

（６）第 17 条に規定する再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。

（７）第 20 条に規定するかしが重大で、契約の目的を達することができないとき又は同条に規定する甲等の請求に応じないとき。

（８）監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。

（９）自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。

(10) 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。

(11) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。

(12) 解散の決議をしたとき。

(13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。

(19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。

(20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。

(21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為をしたとき。

(22) その他、第 18 号から第 21 号に準ずる行為をしたとき。

(23) 前各号に定めるもののほか、本契約に違反し、その目的を達することができないと認められるとき。

（本契約の任意解約等）

第 22 条　甲等は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。

２　甲等が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲等は、丁の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。

（１）本契約の内容変更の場合　合理的な追加費用
（２）本契約の一時中止又は打切りの場合　当該時点までに丁に発生した合理的な費用
３　前項の場合において、丁は、甲等に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）
第 23 条　甲等は、本契約に関し、丁が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
（１）公正取引委員会が、丁又は丁の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条若しくは第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項、第２項若しくは第 20 条の２から第 20 条の６の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
（２）丁又は丁の代理人（丁又は丁の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
２　丁は、本契約に関して、丁又は丁の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲等に提出しなければならない。

（調査）
第 24 条　甲等は必要と認める場合には、期限を示して、丁に本業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲等の指定する者（甲等と契約関係にある公認会計士等を含む。）を丁の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。
２　丁は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。
３　第１項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に関して、丁が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは丁が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は丁が調査に協力しない場合には、甲等が実際に被った損害について、第 25 条に規定する損害賠償を免れないものとする。

（損害賠償）
第 25 条　丁は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。
２　前項の損害には、甲等が丁に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において甲等が国民等に支払を要する金額及び甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。
３　丁は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは丁の負担においてその損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲等の責に帰すべき理由による場合においては、この限りではない。
４　前３項に規定する損害賠償の額は、甲等及び丁が協議して定めるものとする。
５　丁は、第 16 条第１項の規定による事情変更の場合、又は第 21 条第２項の規定による解除の場合には、甲等に対して損害賠償の請求をしないものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第 26 条　丁は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲等に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（紛争の解決）

第 27 条　本契約について、甲等と丁との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲等と丁との間に紛争が生じたときは、甲等の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲等と丁双方ともこれに服するものとする。

２　前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲等と丁の平等の負担とする。

（法律、規格等の遵守）

第 28 条　丁は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

（補則）

第 29 条　本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲等及び丁が協議して決定するものとする。

２　本契約に定めのない事項については、丁が別途定める会員規約によるほか、会員規約と本契約が異なる場合には、本契約事項が優先されるものとする。

本契約の締結の証として、本書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和●年●月●日

甲　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１
さいたま市新都心合同庁舎１号館
関東信越国税局総務部次長
小林　淳子

乙　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１
さいたま市新都心合同庁舎１号館
関東信越国税不服審判所管理課長
関根　悟

丙　埼玉県和光市南２丁目３番９号
税務大学校関東信越研修所幹事
茅野　稔

丁　●●●●
●●●●　　●●●●

別紙

個人情報に関する取扱い（第13条第５項）

第１条（定義）

本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

第２条（秘密保持）

１　乙は、甲の事前の書面等による承諾なく、いかなる方法によっても、個人情報を持出し、第三者（乙の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

２　甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

３　乙は、甲の事前の書面等による承諾を得て、第三者に対し、本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改ざん及び漏えいなどの事故等（（以下「事故等」という。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲等又甲等ほかに損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

第３条（個人情報の使用）

乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

第４条（複製等）

１　乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面等による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

２　乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取り扱うものとする。

第５条（管理）

１　乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２　乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合には、これを実施するものとする。

一　個人情報の取扱責任者
二　個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
三　個人情報の授受、移送方法
四　個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」という。）の方法
五　個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
六　個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
七　従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

３　乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要のある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」という。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

第６条（個人情報の取得）

乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き、乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知の上、甲の指示に従うものとする。また、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には、可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

第７条（問合せ等）

乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡の上、甲の指示に従わなければならない。

第８条（個人情報の返還）

乙は、甲の要求がある場合又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い、乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

第９条（事故発生時の対応等）

１　乙は、個人情報に関する事故等の発生若しくはそのおそれがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲等又は甲等ほかに損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

２　前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから、乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。

ただし、その場合であっても、事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても、甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

３　前２項における連絡及び対応策の実施は、乙の債務不履行に係る責任を免除するものとするものではない。

第10条（再委託の取扱い）

１　乙は、甲の書面等による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて、乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

３　乙は、甲の事前の書面等による承諾を得て、第三者に対し、本別紙と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても、甲等又は甲等ほかに損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

第11条（監査）

１　乙は、本件業務期間中、甲が求めた場合は、その都度、第２条から第４条並びに第５条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

２　甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立入り、本別紙上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

３　甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

４　第１項又は第２項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、あるいは第３項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲等又は甲等ほかに損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。